

茨城県報 号外

昭和48年12月4日

火曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

●県道路線の廃止(2件)(道路維持課) ページ 1

告 示

茨城県告示第1166号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和48年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和48年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地	備 考
362	古河羽生線	古	河 市		終点 埼玉県羽生市

茨城県告示第1167号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和48年12月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和48年12月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な経過地	備 考
363	北大桑古河線		古 河 市		起点 埼玉県北埼玉郡 大利根村大字北 大桑

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所